

粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則などの関係法令で定める措置のうち、今後5年間に於いて事業者が特に実施すべき事項などを定めました。

今後、事業者への指導等及び労働災害防止団体、事業主団体への指導・要請などを行って、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることとしています。

第7次粉じん障害防止総合対策（抜粋）

青森労働局

1 総合対策の推進期間

平成20年度から平成24年度までの5か年

2 総合対策の重点事項

- (1) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (2) アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- (3) 金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策
- (4) 離職後の健康管理

3 具体的実施事項

- (1) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成20年3月に強化された粉じん則の改正内容を含む）に基づく対策の徹底
 - 次の～の措置を含む「粉じん対策に係る計画」の策定
 - 粉じん発生源対策の実施
 - 換気装置による換気の実施等
 - 換気の実施等の効果を確認するための、ガイドラインで定めた方式による粉じん濃度測定の実施及びその結果に応じた換気装置の風量の増

加その他必要な措置の実施

坑内の作業に従事する労働者に対する有効な呼吸用保護具の常時使用

なお、次の作業は電動ファン付き呼吸用保護具を使用する

動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業

動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

コンクリート等を吹き付ける場所における作業
粉じん作業特別教育及び坑内の作業に従事する労働者に対する呼吸用保護具の適正な使用に関する教育の実施

発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置

なお、労働安全衛生法第88条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣又は労働基準監督署長に提出する場合には、上記の「粉じん対策に係る計画」を添付する

- (2) 健康管理対策の推進

じん肺健康診断の実施の徹底

特にずい道等建設工事については、短期就労

を繰り返すずい道等建設労働者の就労形態に鑑み、特に、就業時じん肺健康診断の実施を徹底する

じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、健康管理教育を推進する

さらに、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査（胸部らせんCT検査及び喀痰細胞診）の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと

元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等を行う

(3) アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策

(ア) アーク溶接作業が粉じん作業であることの周知徹底

(イ) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

「保護具着用管理責任者」を選任し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせる

呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導

呼吸用保護具の保守管理及び廃棄

呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

(4) 健康管理対策の推進

4 金属等の研ま作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

特定粉じん発生源については、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置するとともに、除じん装置を設置する

(2) 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

局所排気装置等の定期自主検査者講習を修了した者から「検査・点検責任者」を選任する

「検査・点検責任者」による局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置の定期自主検査等の実施、及び、補修等の必要な措置を講じる

(3) 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

作業環境測定を実施するとともに、作業環境評価基準による第3管理区分又は第2管理区分に区分された作業場について、作業環境を改善するために必要な措置を講じる

(4) 特定粉じん作業に常時従事する労働者に対する特別教育の徹底

(5) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

(6) たい積粉じん対策の推進

粉じん作業を行う場所の清掃を行う責任者として、「たい積粉じん清掃責任者」を選任する

「たい積粉じん清掃責任者」の指揮の下で、毎日の清掃及び毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定し、たい積粉じん除去のための清掃を行う

(7) 健康管理対策の推進

5 離職後の健康管理

じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」を配付するとともに、必要な周知及び情報の提供を行う

その際、特に、積極的な禁煙の働きかけを行う

労働災害防止を図るためには、国が労働災害防止の総合的な計画を長期的な展望に立って策定し、自らとるべき施策や事業者が取り組むことが求められる事項を示して、事業者の自主的活動を促進することとしています。

今般青森労働局では、平成20年度を初年度とする5カ年計画を策定しました。

3つの目標を掲げ、8項目の重点対策を定めて取組みを進めることとしています。

第11次労働災害防止計画の目標と重点対策 (青森労働局)

【計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方】

労働災害全体を減少させるためのリスクの低減を進めるとともに、重篤な労働災害を防止するための対策の充実を図る

【3つの目標】

死亡者数について、平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させること

死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること

労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること

【8つの重点対策】

(1) リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査）及びその結果に基づく措置の実施の促進

【目標】 リスクアセスメントの実施率を着実に向上させる

- ・作業内容等に即した具体的な実施方法を公表し、普及を図る
- ・事業場内外の人材養成を促進する

(2) 機械災害の防止

【目標】 機械災害を更に減少させる

- ・労働災害が多発している又は重篤度の高い労働災害が発生している機械等の種類ごとの安全対策の充実を図る

(3) 墜落・転落災害の防止

【目標】 墜落・転落災害を更に減少させる

-
-
-
-
-
- ・災害が多い足場、建築物における作業、荷役に係る作業等における墜落・転落災害防止対策の充実に図る

(4) 冬期労働災害の防止

【目標】 冬期労働災害を更に減少させる

- ・積雪・凍結等による交通労働災害及び転倒災害、屋根の雪降り作業中の墜落災害等の防止対策を講じる

(5) 粉じん障害の防止

【目標】 じん肺新規有所見者数を減少させる

- ・トンネル建設工事、アーク溶接作業、金属等の研ま作業等に係る粉じん障害防止対策を重点とした総合的な対策を推進する

(6) 化学物質による健康障害の防止

【目標】 特定化学物質等による職業性疾病を減少させる

- ・化学物質に係る有害業務における作業主任者の選任・職務遂行の徹底、作業環境管理の徹底、安全衛生教育の促進を図る

(7) 健康診断の推進

【目標】 健康診断結果等に基づく健康管理措置の実施率を着実に向上させる

- ・労働者の自主的な取組を促進する
- ・健康診断結果に基づく措置を徹底する
- ・高齢者医療確保法に基づく医療保険者が行う措置と連携する

(8) メンタルヘルス対策の推進

【目標】 メンタルヘルスケアの取組を促進させる

- ・過重労働による健康障害防止対策を講じる
- ・労働者一人ひとりの気づきを促すための教育、研修等を実施する
- ・事業場内外の相談体制の整備、職場復帰対策等を推進する